

株 式 取 扱 規 程

令 4. 9.1 変 更

北 陸 電 力 株 式 会 社

北陸電力株式会社株式取扱規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、定款第12条の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 本会社の株式に関する事務は、株主名簿管理人が行う。

2 本会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。

(法人代表者の届出)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名の役職名および氏名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。

(共有株式代表者の届出)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。その変更があった場合も同様とする。

(法定代理人の届出)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。その変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等が通知を受ける場所の届出)

第8条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に通知を受ける場所（以下「仮住所」という。）または常任代理人を定めて、仮住所または常任代理人の氏名もしくは名称および住所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。その変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 本会社に対する株主からの届出が、証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第 3 章 株 主 確 認

(株主確認)

第11条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、本会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 本会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第 4 章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第12条 株主が振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を本会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案権の取扱い)

第13条 株主が株主総会の議案を提出する場合に、本会社へ提出する書面に記載する字数については、次のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字以内

(2) 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに400字以内

2 本会社は、前項の記載字数が400字を超えるときには、会社法施行規則第93条第1項に基づき、株主総会参考書類にその概要を記載することができる。

(書面交付請求および異議申述)

第13条の2 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。

2 書面交付請求をするときは、株主名簿管理人を通じて行うか、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

3 前項の請求をする場合の手続き等について、株主名簿管理人を通じて行うときは、株主名簿管理人の定めるところによるものとし、証券会社等および機構を通じて行うときは、証券会社等および機構の定めるところによるものとする。

第 5 章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式を有する株主が、単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取価格は、前条の買取請求が第2条第2項に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格に、買取請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。ただし、その日に売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格に買取請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。

(買取代金の支払い)

第16条 本会社は、本会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取代金を支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続を完了した日に本会社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第20条 買増請求の効力は、前条の場合を除き、買増請求が第2条第2項に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 本会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他の株主確定日

2 前項にかかわらず、本会社または機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

(買増価格の決定)

第22条 買増価格は、買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格に、買増請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。ただし、その日の売買取引がないとき、またはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格に買増請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。

(買増株式の移転)

第 23 条 本会社は、買増請求を受けた株式数に相当する自己株式について、機構の定めるところにより、第 22 条の規定に基づく買増代金が本会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第 7 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 24 条 本会社の特別口座の口座管理機関は、次のとおりとする。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

- 2 特別口座の開設を受けた株主に係る本人確認その他特別口座に係る事務は、特別口座の口座管理機関が行う。
- 3 前項の事務の取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 8 章 総株主通知の請求および情報提供請求

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

第 25 条 本会社は、次に掲げる場合には、振替法第 151 条第 8 項に規定された正当な理由があるものとして、機構に対し、総株主通知の請求をすることができる。

- (1) 現在の株式保有者に対して通知をなす必要があると取締役会が判断したとき
- (2) 現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断したとき

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 26 条 本会社は、次に掲げる場合には、振替法第 277 条に規定された正当な理由があるものとして、機構および証券会社等に対し、情報提供請求をすることができる。

- (1) 特定の者が株主として請求等をしようとしている旨を認知したとき
- (2) 特定の者が当社株式を大量に保有または譲渡した事実を確認する必要があるとき

付 則

この規程は、令和4年9月1日から改正施行する。